

# 令和7年度第1回北海道保険者協議会 医療費適正化部会 会議録

<日 時> 令和7年(2025年)6月9日(月) 18:30～

<開催方法> 参集及びWeb

<会 場> 国保会館 5階大会議室

<出席者> 福島委員、前田委員、山本委員、加藤委員、中谷委員、堀委員、  
洞口委員、谷口委員、菊地委員、細川委員 計10名

<欠席者> 菅田委員

<事務局> 北海道：元地課長補佐、佐々木係長、木村主任、沼田実務研修生

## 1 開会

○元地課長補佐

本日は大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

部会長・副部会長が選任されるまでの間、司会を務めさせていただきます、北海道保健福祉部国保医療課の元地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから「令和7年度第1回北海道保険者協議会 医療費適正化部会」を開催いたします。

まず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日、資料につきましては資料1～4となっております。また、参考といたしまして北海道保険者協議会設置運営規程、北海道保険者協議会専門部会設置運営規程をお手元にお配りしております。

不足等ございましたら、お知らせください。

それでは、最初に本部会の概要についてご説明させていただきます。

本部会は高齢者の医療の確保に関する法律によりまして保険者協議会が必置化され、医療費適正化に必要な事業の推進を行うこととなったことから令和6年9月に保険者協議会、いわゆる親会の方にお諮りをしまして、今年度から部会として活動していただくことになりました。

今年度は、本日お諮りする医療費適正化計画の一部改定について協議していただき、来年度以降は、計画の実績評価に関する調査等をお願いする予定でございます。

## 2 挨拶

○元地課長補佐

本日の出席状況につきましては、お配りいたしました「出席者名簿」のとおりとなっておりますが、本部会は初めての開催となりますことから、部会員の皆様をご紹介します。

私の方から、所属とお名前を申し上げますので、一言ご挨拶をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、北海道医師会 常任理事 菅田様におかれましては、本日職務の都合により欠席となっておりますことをご報告いたします。

### 3 協議事項（１）

#### ○元地課長補佐

これより、部会を進めて参りたいと思います。次第に従い進めさせていただきます。

協議事項（１）「医療費適正化部会に係る部会長・副部会長の選任」につきまして、事務局の北海道保健福祉部 健康安全局 国保医療課 より説明をいたします。

#### ○佐々木係長

事務局の北海道国保医療課 佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本部会に係る部会長・副部会長の選任につきまして、事務局から選任案を提示させていただきます。

「専門部会設置運営規程第５条第１項」では、部会員の中から互選することとしておりますが、本部会は専門性を要する内容を取り扱いますことから、部会長に北海道医師会様、副部会長に北海道歯科医師会様、北海道薬剤師会様にお願いしたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

#### ○元地課長補佐

ただいま、事務局から説明いたしました、ご異議ございませんでしょうか。

#### ○一同

異議なし。

#### ○元地補佐

ご異議なしと認められますので、事務局の提案どおり、部会長に医師会 菅田様、副部会長に歯科医師会 福島様。同じく副会長に薬剤師会 前田様 を選任させていただきます。

それでは、「医療費適正化部会に係る部会長・副部会長の選任について」ご了承いただきましたことから、ここからの進行は、菅田部会長にお願いするところでございますが、本日欠席のため、「専門部会設置運営規程第５条第３項」に基づき、菅田部会長からの指定により、福島副部会長にお願いしたいと思います。

福島副部会長、よろしくお願いいたします。

### 4 協議事項（２）

#### ○福島部会長代理

福島でございます。菅田部会長からの指定をお受けいたしまして、進行を務めさせていただきます。

それでは、協議事項（２）「第４期北海道医療費適正化計画」の一部改定の方向性について、事務局の北海道保健福祉部 健康安全局 国保医療課 より説明をお願いいたします。

#### ○佐々木係長

事務局の北海道国保医療課 佐々木と申します。

私から協議事項につきまして、資料１から４、一括して説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料１「第４期北海道医療費適正化計画の一部改定について」をご覧くださいと思います。

この資料により、計画の一部改定の趣旨、概要、今後のスケジュール等についてご説明させていただきます。

まず、一部改定の趣旨ですが、道では、令和５年７月に策定された国の「第４期医療費適正化基本方針」に即して、令和６年３月に、計画期間を令和６年度から令和１１年度までの６年間とする「第４期北海道医療費適正化計画」を策定しております。

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて各都道府県が策定する医療費の適正化を総合的に推進するための計画でございます。

１マル目の「黒ポツ」に記載しておりますが、現行の計画上、後発医薬品の使用促進に関する数値目標につきましては、令和５年７月の国の基本方針では「数量シェアを８０％以上とする政府目標を、金額ベース等の観点で踏まえて見直す」とされておまして、先程ご説明した令和６年３月に策定をした道計画では、「今後示される新たな国の目標の設定の考え方を踏まえ、必要に応じ、目標を再設定することを検討する」としておりました。

続いて、２マル目のところになりますが、国におきましては、昨年１１月、国基本方針の改正、また、本年３月の「第４期全国医療費適正化計画」の策定によりまして、後発医薬品の使用促進に関する新たな目標が示されたところであります。

枠囲いのところに「国の目標」を記載しております。

従前からの目標である、数量ベースで８０％以上という目標に、金額ベースで６５％以上という目標を追加するものでございます。

なお、補足として説明させていただきますと、金額ベースで６５％という、今回、国の方で追加をされた目標設計の考え方についてとなりますが、社会保障審議会医療保険部会における国からの説明では、金額ベースで後発医薬品へ置き換える余地があると考えられる医薬品が、これから置き換えが進んでいる医薬品を含めた、全体の水準に近づいていくと仮定した場合の試算を参考に、この目標を設定したものとされているところでございます。

ここで、資料３をご覧くださいと存じますが、ただいま数量ベース、金額ベースについてご説明をいたしました、後発医薬品使用割合の算出方法を簡単に表にしたものでございます。

ご留意いただきたい点としましては、あくまでも、後発医薬品のある医薬品につきまして、先発医薬品と後発医薬品の合計に占める後発医薬品の割合を、数量シェア、金額シェアとして算出するものであることにご留意をいただきたいと思います。

続きまして、資料１にお戻りをいただきまして、真ん中の部分、一部改定の概要（方向性）というところでございます。

道計画におきましては、国の新たな目標を踏まえ、医薬品の安定的な供給がなされることを前提として、国の目標に即した内容により改定することを検討したいと考えております。

すなわち、令和１１年度に向け、現行の数量ベース８０％以上という目標に加えて、金額ベースで６５％以上という目標を追加することとしたいと考えております。

なお、目標の横のところに、令和３年度時点での本道における数量シェア、金額シェアの状況を記載しております。

数量シェアが７８．３％、金額シェアが５５．５％となっておりまして、上側の国の目標の枠のところに全国平均のシェアを記載しておりますが、数量シェア、金額シェアともに２％程度上回っておりました状況となっております。

また、金額シェアの目標を追加することに伴い、改正後の国の基本方針によりますと、各都道府県医療費適正化計画におきましては、後発医薬品の使用促進による効果額につきまして、数量ベースでの効果額と金額ベースでの効果額を算定した上で、いずれか大きい方の額を効果額とすることが定められております。

このため、国が示す標準的な推計方法に基づき、本道における推計効果額を算定しますと、数量ベースでの推計効果額２９．７億円になるのに対し、金額ベースでの推計効果額は８２．９億円でございます。

従いまして、額の大きい金額ベースでの効果額を採用することとしてまいりたいと考えております。

このことに伴いまして、医療費適正化の取組全体の効果額の見込みにつきましては、１５１億円から、後発医薬品の推計によりまして２０４億円に増加するとともに、令和１１年度における本道医療費の見込みにつきましては、２兆５，２２５億円と、現行の計画より５３億円減少する見込みとなっております。

なお、資料には記載しておりませんが、この推計効果額の算定の関係につきまして補足させていただきますと、金額ベースの効果額が、ただいまご説明いたしましたとおり、数量ベースに比べてかなり大きい額、約２．８倍の額となっておりますが、この差は、効果額算定に用いる令和３年度時点での数量・金額シェアの実績値と目標値との間の乖離の度合いによるものでございます。

即ち、推計効果額につきましては、令和３年度時点での数量シェアや金額シェアの実績値と目標値を用いて算出するものでありますが、数量シェアでは、令和３年度の実績値７８．３％と、目標値８０％との差は１．７％であるのに対し、金額シェアでは、令和３年度の実績値５５．５％と、目標値の６５％の間には９．５％の差がございます。

この目標値と令和３年度の実績値との差が、効果額に反映しているものでございます。

次に、一番下のスケジュールでございます。

本日の第１回北海道保険者協議会医療費適正化部会以降、８月に第２回の部会、１０月に第３回の部会を経まして、年内には計画の一部改定を行うスケジュールを考えているところでございます。

ただし、次回以降の部会の具体的な開催時期などにつきましては、本日のご議論、後日いただくご意見でありますとか、資料にも記載しておりますパブリックコメント・市町村意見照会等の状況を踏まえ各部会員の皆様にご相談させていただきたいと考えております。

資料１の説明は以上でございます。

続きまして、資料２「第４期北海道医療費適正化計画一部改定イメージ（新旧対照表）」につきまして、ご説明いたします。

一部改定の概要につきましては、先ほど資料１によりご説明させていただきましたが、新旧対照表の形で、現行の計画をどのように改定するイメージかにつきまして、ご説明する資料で

ございます。

表形式になっておりまして、表の左側が一部改定イメージ、その右側が現行の計画の記載内容、一番右側に、国の基本方針、先程ご説明をした令和6年11月に改正された改正後のものがございますが、これらを対比する形で記載をしております。

まず、2ページでございますが、計画の第3章第2節、医療費適正化に向けた目標を定めているところになりますが、こちらが、先ほどご説明いたしましたとおり、現行計画策定時には、「新たな国の目標の設定の考え方を踏まえ、必要に応じ、目標を再設定することを検討します」としてございましたが、一部改定イメージをご覧くださいますと、新たに設定された国の目標を踏まえ、金額シェアを65%以上とする目標を設定することを記載しております。

次に、3ページになりますが、「第3節 計画期間における医療費の見通し」について、でございます。

先ほど資料1でご説明をいたしました、後発医薬品の使用促進による推計効果額でありますとか、それに関連した医療費の見通しを記載している箇所になります。

下の方に「医療費適正化の取組により見込まれる効果額の内訳」の表がございます。

この表で、上から2番目の「後発医薬品の普及」により見込まれる効果額につきまして、先ほどの資料1の説明と重複いたしますが、現行計画の数量ベースでの29.7億円を金額ベースの82.9億円に見直し、これに伴いまして、各種の取組による効果額の合計が151億円から204億円に増加をいたします。

その上の表にある、令和11年度における医療費の推計が、2兆5,278億円から2兆5,225億円に見直され、この時点での医療費は53億円減少することとなります。

次に、4ページでございます。

後発医薬品の使用促進に関する現状と課題のところではありますが、こちらは道の計画ではなく、国の新たな目標設定の事実関係について、改定のイメージのところに記載をするところになります。

この説明資料、最後、5ページをご参照いただきたいと思います。

こちらは、後発医薬品の使用促進に関する施策の方向と主な施策を記載している箇所になります。

一部改定イメージの下から3つ目のポツのところではありますが、「保険者協議会等において、後発医薬品の数量ベースでの薬効分類別等のシェア情報に加え、金額ベースでの情報共有を図ります。」という取組を追加するという趣旨で記載をしているところがございます。

これに関連しまして、この資料の右側、国の基本方針のところをご覧くださいなのですが、その中に、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ(令和6年9月)」であります、「ロードマップを踏まえた取組を進めることも考えられる。」とされております。

ここで資料4をご覧くださいと思います。国のロードマップの関係部分を抜粋した資料でございます。

下の方に、都道府県の取組が記載されております。

都道府県協議会のところではありますが、「数量ベースでの薬効分類別等のシェア情報に加え、金額ベースでの情報も参考に、都道府県協議会において使用促進策の検討を実施し、都道府県協議会を中心として、後発医薬品の使用促進を図る。」とあります。

このロードマップに対応する取組として、先程ご説明をいたしました改定イメージのところに下線を引いておりますが、「保険者協議会等において、後発医薬品の数量ベースでの薬効分類別等のシェア情報に加え、金額ベースでの情報共有を図る」といった目標を追加したいという趣旨で記載をしているものでございます。

なお、資料２の新旧対照表によります改定のイメージについての説明は以上でございますが、この内容につきましてはあくまでも現時点でのたたき台でございます。

具体的な内容につきましては、今後いただくご意見等も踏まえまして、精査・検討させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### ○福島部会長代理

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がございました内容について、ご意見・ご質問をお受けしますので、会場におります細川委員の方で、質疑等の有無の確認をお願いいたします。

#### ○細川委員

ご指名をいただきましたので、私の方で、会場のお集まりの委員の皆様から質疑等をお受けさせていただきたいと思っております。

委員の皆様から何かございませんでしょうか。ご意見、ご質問、結構でございます。

#### ○洞口委員

共済組合の洞口と申します。よろしくお願いいたします。

目標設定ということで今度金額ベースってことで６５％以上というのは、追加されたところですけども、具体的にどのようなことをすると６５％に到達できるかという、具体的なものというのは、今後どのような形で進めていくのか教えていただけますでしょうか。

#### ○細川委員

事務局の方でお願いします。

#### ○佐々木係長

では事務局から、ご回答申し上げます。

６５％という追加目標に対する目標達成のための取組というところでございますが、まず、先程ご説明の中で具体的に触れておりませんでした、先程の社会保障審議会医療保険部会の説明の中でも、最近の動向といたしまして、数量シェアに比べて、金額シェアの伸びが大きいというのが、最近の状況として国の方からも説明されておりますし、本道においても同様の傾向になっております。

先程、資料２の中で、この第４期計画に定める主な施策の取組の内容等を記載しております。

この内容は国のロードマップの中で、抜粋の中には入っていませんが、国のロードマップ、道の計画の中で、例えば、各保険者さん、保険者の皆様の取組といたしまして、後発医薬品の使用促進、普及に関する被保険者の方の理解促進のための普及啓発でありますとか、後発医薬

品の差額通知といった部分についても引き続き取り組んでいただきたい。

国の方のロードマップでもそういった位置付けになっておりますし、私どもの計画でも第4期計画でもそのような位置付けになっております。

また、国のロードマップにおきまして、先程資料4でご説明させていただきましたけれども、新たな目標達成の取組として、都道府県協議会を中心とした、こういった従来の数量ベースの目標に加えて、金額ベースの目標を追加することによりまして、数量シェアの状況、金額シェアの状況を併せて見ることによって、よりきめの細かい、的を絞った後発医薬品の使用促進にも取り組んでいただきたいと国の方では説明をしておりますので、そういったことについても、取り組んでいく必要があるのではないかとということで、先程の改定イメージの中で記載をさせていただいているところでございます。

説明は以上になります。

#### ○洞口委員

ありがとうございます。

もう少し具体的にお聞きしたいのですけれども、この後発医薬品の使用促進というところで、その医療機関及びその保険者、どちらにもアプローチをかけていくということによってよろしいでしょうか。

#### ○佐々木係長

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、この保険者協議会医療費適正化部会につきましては、医療関係者の皆様、保険者の皆様へ入っていただいて、情報共有の取組についても検討の推進というところを、それぞれのご理解を得ながら進めていきたいと考えておりますし、ロードマップ、また、この第4期計画においてもそれぞれの立場での取組を記載させていただいておりますので、そういった趣旨で、引き続きご協力をいただきながら、進めて参りたいと考えております。

#### ○洞口委員

ありがとうございます。

#### ○細川委員

洞口委員、ありがとうございました。

他の皆様から何かございますでしょうか。堀委員お願いします。

#### ○堀委員

協会けんぽの堀でございます。

私ども協会けんぽの方も、長らく後発医薬品の推進ということで取り組んで参りまして、直近では数量ベースで言いますと、もう90%ぐらいというところで長期収載品の選定療養のあたりでもかなり上がって、行き着くところまでいっているかな、というふうに思っております。

そういう意味では金額ベースを、今後目標にして進めていくのはかなり大変にはなるかなと思いますし、我々としてもそこまでちょっと特効薬的な方法がないという風に今思っていると

ころでございます。

そういう意味では北海道庁様の方でも、今後、保険者協議会の方で情報提供されるというところもありましたし、できれば、医務薬務課という専門でやっておられる部署等の方からも、具体的にどういうことを考えているとか、どういう風に進めようと思っているというところも含めて、情報提供いただければと思っております。

○佐々木係長

ありがとうございます。

お話しのありました、私どもの医務薬務課におきましても、後発医薬品安心使用協議会の方でも取組を進めておりますので、本日のご議論の内容につきましても関係課で共有いたしまして、また、それぞれの協議会における取組というところにつきましても、今後、検討を進めて参りたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○細川委員

他の委員の皆様から、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは会場の委員の皆様からのご意見につきましては、ある程度出揃いましたので、副会長の方にご報告をいたします。

○元地補佐

Web参加の前田様の方はよろしかったでしょうか。

○前田委員

前田です。書いてある内容自体は理解しました。

あとは、いかにその実効性を伴ってこの内容を実施していくかということでして、薬剤師会としましても、当然、後発品の安定供給を前提に、取組を進めて参りたいと考えております。

自分の中で考えてきた1つの案としては、やはり地域で使われる医薬品の標準化、いわゆるフォーミュラリというところでしょうか。

そういったところを進めていかないと、これ以上、後発にも普及が進んで参りましたので、あとは金額ベースということになりますと、地域で費用対効果を検討しつつ、どの薬剤を使っていくかを、薬剤師会のみならず、医師会・歯科医師会の先生、そして、こういった部会の中でやっぱり具体的に話を進めていかないといけないのかなと思いました。

以上です。

○元地補佐

福島部会長代理、お願いします。

○福島部会長代理

各委員のご意見等が出尽くしたようでございますので、第4期北海道医療費適正化計画の一部改定の方針については、原案の内容により検討を進めるということで、皆さん、ご異議ご

ございませんでしょうか。

○元地補佐

皆さん、ご異議ないようでございます。

○福島部会長代理

それでは、ありがとうございました。

ご異議なしと認めますので、原案の内容のとおりとさせていただきます。

## 5 閉会

本日の議題の協議が終了いたしました。

なお、今後の本部会の進め方について、事務局から提案があるようでございますので、説明をよろしくお願いいたします。

○元地補佐

事務局から今後の進め方についてご説明させていただきます。

まず、今日の議題になっております、改定のイメージについてでございます。こちらにつきましては、本日提示したばかりですので、改めて皆様に書面により表決をいただきたいと思いますと考えております。

また、本日及び改定のイメージについてのご意見を踏まえまして、今後、素案を作成していくことになります。

素案についての協議につきましては、書面開催とさせていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○福島部会長代理

ただいまの事務局の提案について、何かご異議はございますでしょうか。

それでは、ご異議なしと認めさせていただきます。事務局の提案どおりといたします。

以上をもちまして、第1回北海道保険者協議会医療費適正化部会を終了とさせていただきます。皆様、大変お疲れ様でございました。